

18 案内板

■ 基本的な考え方

案内板は、主要な出入口の付近に設け、施設の利用や移動に関する情報を適切に伝え、緊急時にも適切な通報や誘導が行われるよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

主要な外部出入口の付近に、次に掲げる基準に適合する案内板を設けるよう努めること。

- 1 案内板の仕様等 ●文字や記号は、大きく、太く、地板の色とコントラストをつけ、わかりやすいものとする。

●点字による表示を併用する。

●車椅子で利用できる便所がある場合は、その位置を表示する。

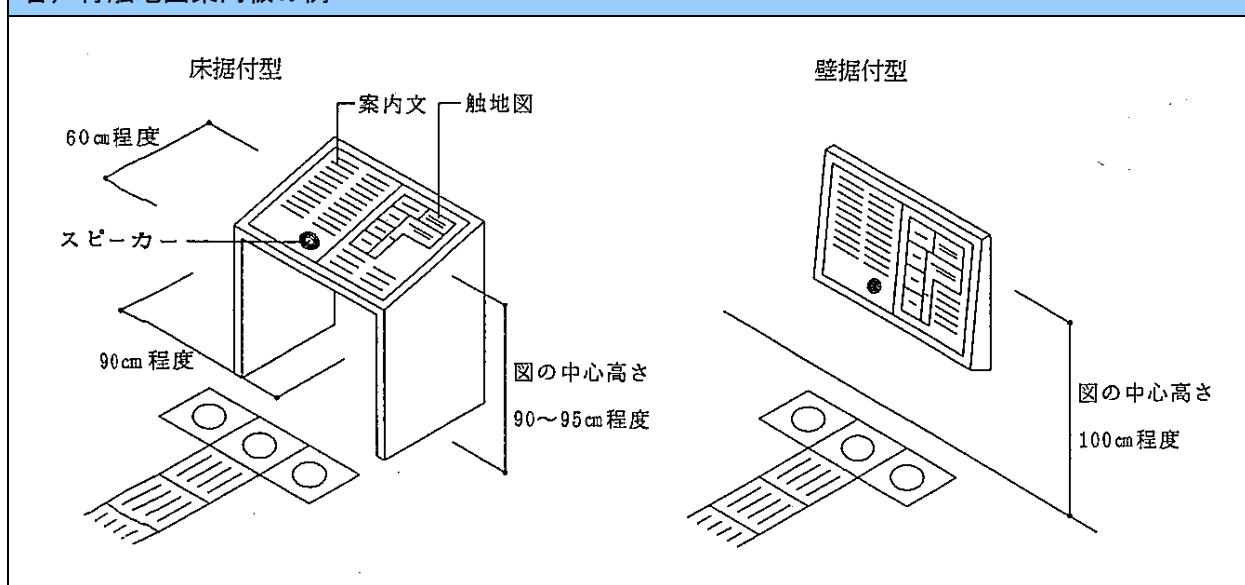
■ 誘導基準

- 1 案内板の仕様等 ○照明は逆光、反射によって見えにくくならないようにすることが望ましい。

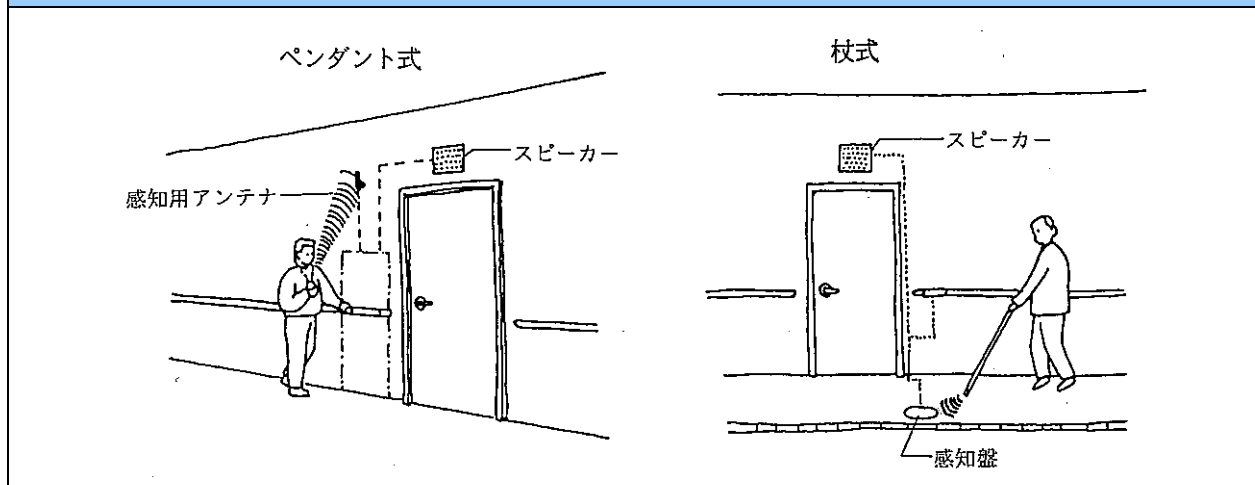
○音声、放送による誘導、文字による表示がされていることが望ましい。

- 2 非常警報装置 ○誘導音及び点滅装置を設置することが望ましい。

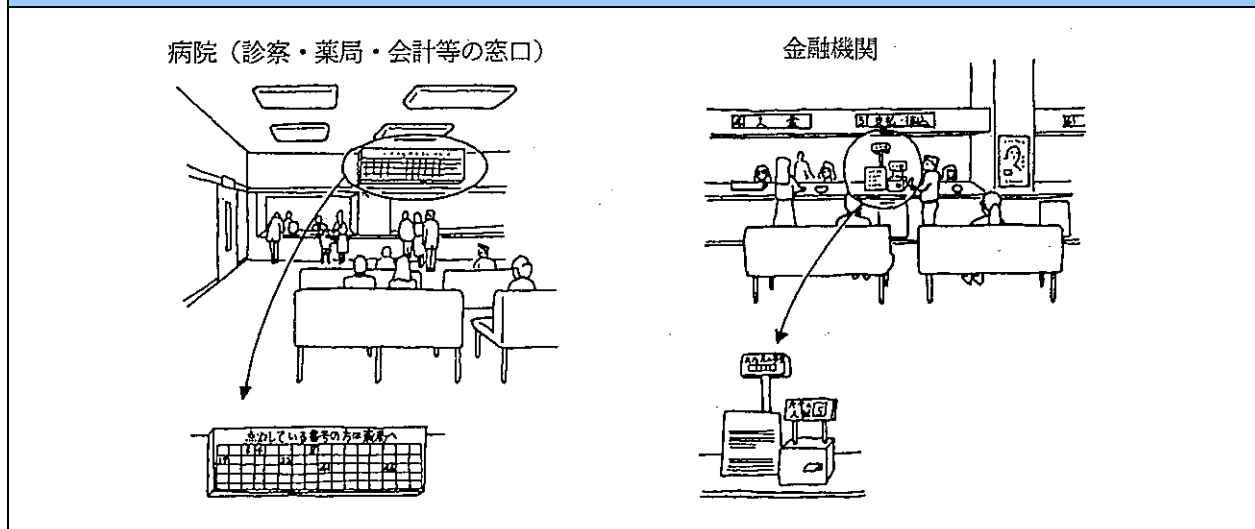
音声付触地図案内板の例



音声誘導装置の例



電光表示による案内の例



非常警報装置の例

